

提出時期: 令和5年4月1日～6月30日(保管を終了した年度の翌年度まで、毎年提出)
 提出方法: 【Excelデータ】電子申請システムを利用(URLは福山市HPを参照)
 【紙】窓口または郵送(郵送で控えが必要な場合は切手を貼った返信用封筒を同封すること)
 提出部数: 紙媒体の場合2部(受付印押印後の控えが必要な場合は計3部)
 ※集計の関係上Excelデータでの提出にご協力をお願いいたします。

事業者用)
 令和 5 年 4 月 20 日
 4月1日以降で作成日を記載

システムにてデータを読み取るので行の追加・削除以外のセルの編集(セルの結合, 列の削除等)は行わないでください。

住所 ○○県○○市○○番○○号
 氏名 ○○工業株式会社 代表取締役 ○○ ○○
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 ○○○-×××-□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 4 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	○○工業株式会社 △△△事業所
保管事業場の所在地	広島県福山市○○番○○号
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	○○部▽▽課 ○○ ○○
保管の場所	広島県福山市○○番○○号

令和5年3月31日時点のPCB廃棄物の保管状況についてPCB含有の可能性があるが、未分析で確定していない場合でも提出してください。
 未分析の場合は、濃度区分を不明とし、参考事項に分析予定年月を記載してください。

①前年度の3月31日に保管
 保管事業場内で複数の住所がある場合の記入例
 ①○○市○○番○○号 ②○○市○○番□□号

番号	廃棄物の種類	廃棄物の基本情報					処分予定年月	重量		濃度区分	状況			処理業者との調整状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		不明等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ			
29-001	変圧器(トランス)	75 kVA	○○電機株式会社	RA-KU2	S44.8	不明	R5.8	1台	490.0 kg	低濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	日程等調整中	0.76mg/kg
30-002	コンデンサー(3kg以上)	不明	不明	不明	不明	不明	未定	1台	50.0 kg	不明	ドラム缶	囲い無、掲示無	分別	機器ににじみ跡有	分析後調整予定	R5.8分析予定

4-002	コンデンサー (3kg以上)	不明	株式会社 〇〇電気 機器	不明	S45	不明	R7	2 台	40.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	調整中	
4-003	柱上変圧器油 (柱上トランス油)	不明	不明	不明	不明	不明	R5.7	30 台	8100.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし	R5.7.20 処分予定	①に保管
<p>機器ごとに任意の番号をつけてください。 (例: 令和4年度に3番目に発見したものの「4-003」)</p> <p>番号で管理しているため、一度付けた番号は変更しないでください。</p>		<p>銘板情報が読み取れない場合等がある場合は、不明と記入してください。</p>					<p>同一事業場内で保管の場所が複数ある場合は、どこに保管しているか示してください。</p>									

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

プルダウンから選択するか、「新規発生」「使用停止」等を記載してください。

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
4-002	コンデンサー (3kg以上)	不明	株式会社○ ○電気機器	不明	S43	不明	2 台	40.0 kg	低濃度	R4. 11. 15	新規発生	
4-003	柱上変圧器 (柱上トランス)	不明	不明	不明	不明	不明	30 台	8,100.0 kg	低濃度	R5. 1. 12	他の事業場から移動	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

PCB廃棄物として保管を開始した日を記入

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格	製造者名	型式	製造年	表示記号	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
3-001	コンデンサー (3kg以上)	別途様式2, 7号の届出をされている場合は③に記入をお願いします。					10 台	20.0 kg	低濃度	R4. 5. 10	他の事業場へ移動	○○工業株式会社 □□□事業所 広島県福山市□□番□□号	

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

マニフェスト(D票またはE票の写しを添付すること)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
29-002	コンデンサー (3kg以上)	不明	不明	不明	不明	不明	1 台	30.0 kg	低濃度			R4. 8. 15	株式会社○○○ ○	R4. 10. 10	
30-001	変圧器 (トランス)	75 KVA	○○電気株式会社	KL-FD5	S45. 5	不明	1 台	25.0 kg	低濃度						処分委託契約を結んだ日 マニフェストに記載された処分終了年月日
2-001	コンデンサー (3kg以上)	不明	不明	不明	S43	不明	1 台	68.0 kg	非含有			—	—	—	R4. 10. 20 分析結果 0.3mg/kgに 上り対象外
															前年度までに濃度不明と届け出ているものについて、分析の結果、PCB廃棄物ではないと判明した場合、参考事項に「判明した日付」「理由」を記載

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△△事業所		
所在事業場の所在地	広島県福山市〇〇番〇〇号		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	〇〇部▽▽課	〇〇	〇〇
電託番号	〇〇〇-×××-□□□□		
所在の場所	広島県福山市〇〇番〇〇号		

PCB含有の可能性があるが、未分析で確定していない場合でも提出してください。
未分析の場合は、濃度区分を不明とし、参考事項に分析予定年月を記載してください。

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当た重量×台数)		
4-001	コンデンサー (3kg以上)	150 KVA	〇〇電機株式会社	LM-S3	S46.11	不明	R6.10	分析後調整予定	1 台	860.0 kg	不明	R6.10分析予定

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始	所有開始	所有開始	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	総重量	台数	年月	年月	年月	
												高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有している機器について、既に処理期限を過ぎているため、使用中であったとしても、特別措置法上、廃棄物とみなされるので、「(第1面)1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について」に記載してください。

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 別途様式2, 7号の届出をされている場合は③に記入をお願いします。 </div>												

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。